明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○装置型式指定規則等の一部を改正する省令（国土交通一）　一
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通二）　二

省令

○国土交通省令第一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫